

Tax Analysis

中国税務

国家税務総局が「一般租税回避防止管理弁法」を發布

Authors:

Beijing

Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Crystal Chen

Manager

Tel: +86 10 8520 7881

Email: yichen@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

International Tax Services

National leader/Eastern China

Shanghai

Vicky Wang

Partner

Tel: +86 21 6141 1035

Email: vicwang@deloitte.com.cn

Northern China

Beijing

Jennifer Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7638

Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Southern China

Hong Kong

Sharon Lam

Partner

Tel: +852 2852 6536

Email: shalam@deloitte.com.hk

中国国家税務総局（以下「国税総局」）は2014年12月2日に「一般租税回避防止管理弁法（試行）」（以下「弁法」）を發布した。当該弁法は2015年2月1日より施行される。

特別納税調整の一つとして、一般租税回避防止規則は2008年から施行された企業所得税法の第47条に初めて規定された。また、国税総局が2009年に發布した「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発[2009]2号、以下「2号文」）には、一般租税回避防止管理に関する原則的な規定が置かれている。今回發布された弁法は、企業所得税法および2号文と合わせて、一般租税回避防止管理に対して、より包括的で透明性のある法的枠組みを与えるものである。

新しい弁法の主なポイントは以下の通りである。

適用範囲

弁法第2条によると、当該弁法は税務機関が企業所得税法第47条に基づき租税回避行為に対して特別納税調整を実施する場合に適用される。弁法によれば、租税回避行為は以下の2つの特徴を有する。

- 税務上のベネフィットを得ることが唯一、もしくは主な目的である
- 形式は税法規定に合致するものの、その経済実態とは合わない方法で税務上のベネフィットを得る

弁法によると、「税務上のベネフィット」とは企業所得税納税額の減少、免除および繰延をいう。

また弁法第2条では、以下の2つの状況に対して弁法は適用されないと規定している。

- クロスボーダー取引あるいは支払と関係のない取引スキーム
- 納税回避、過少納税額の追納回避、税金の騙し取り、脱税、納税拒否および發票虚偽発行等の違法行為

弁法第6条では、企業の取引スキームが移転価格、コストシェアリング、被支配外国企業および過少資本等のその他の特別納税調整の対象となる場合、まずその他の特別納税調整の関連規定を適用すべきであることを明確にしている。同じように、企業の取引スキームに受益者、特典制限条項等

の租税条約の条項および租税条約の適用に関わる国内法の規定が適用される場合、まず租税条約の適用に関わる規定を適用すべきとされている。

最後に、最近の国税総局担当者の弁法関連政策に関する記者との質疑応答によると、当該弁法は 698 号通達で触れている中国国外での間接持分譲渡に対する調整にも同じように適用される。

調整方法

税務機関は以下のうちのいずれかの方法により租税回避行為に対し調整を行い、税務上のベネフィットを否認することができる。

- 取引スキームの全部または一部の取引の性質を改めて定める
- 税務上、取引当事者の存在を否定する、あるいは当該取引当事者と他の取引当事者を同一実体とみなす
- 関連する所得、控除、税務優遇、外国税額控除等の性質を改めて定め、あるいは取引当事者間で再分配を行う
- その他の合理的な方法

一般租税回避防止の作業プロセス

弁法は一般租税回避防止調査、調整の作業プロセスについて説明するとともに、プロセスの各段階における税務機関および納税者の権利と義務についても明確にしている。

1) 立案

一般租税回避防止調査の対象となり得る企業を識別する主な責任は末端の主管税務機関が負っているが、一般租税回避防止案件の複雑性を考慮し、立案申請は省レベルの税務機関が同意した後、国税総局が審査する。

2) 調査

一般租税回避防止調査は主に主管税務機関が実施する。どのように調査を実施するかについて、弁法は一章を設けて規定している。

税務機関は調査において、納税者に広範囲にわたる関連資料の提出を要求する権限を有する。これには、取引スキームの背景に関する資料、ビジネス目的の説明資料、取引スキームに関わる内部、外部の資料等が含まれる。納税者は「税務調査通知書」の受領日から 60 日以内に関連資料を提出しなければならない。特殊な状況がある場合、最長 30 日までの期限の延長を申請することができる。企業が資料を提出できない場合、主管税務機関は規定に基づき査定を行うことができる。

税務機関は情報交換手続きあるいはその他の手段を通じて国外の関連資料を入手する権限を有し、また企業のために取引スキームのプランニングを行った企業や個人に対して資料を提出するよう要求することもできる。

3) 「特別納税調査調整通知書」の発行

主管税務機関は国税総局が立案に同意した日から 9 ヶ月以内に審査を行わなければならない。一般租税回避防止案件の調整案等は全て省レベルの税務機関に報告し、その同意を得た後、国税総局の審査を受ける。

国税総局が調整の実施に同意した場合、主管税務機関は納税者にまず「特別納税調査初歩調整通知書」を発行する。納税者は当該通知書の受領日から 7 日以内に異議を申し立てることができる。主管税務機関が省レベルの税務機関に報告して同意を得た後、国税総局の審査を受ける。納税者が異議を申し立てなかった場合、あるいは異議が受け入れられなかった場合、主管税務機関は「特別納税調査調整通知書」を発行する。

4) 争議処理

一般的な税務調査案件と同様、納税者が税務機関の一般租税回避防止に係る調整の決定に対して不服がある場合、関連の法律法規の規定に従って法律救済を申請することができる。調整により国内において二重課税が生じる場合、国税総局が調整を行い解決する。また調整により国際的な二重課税が生じる場合、納税者は相互協議の申立てをすることができる。

コメント

弁法は、中国税務機関がいつ、どのように一般租税回避防止調査、調整を実施するかについて具体的に規定しているという点で、全体的にはポジティブな意義を有している。特に現在、国際的に「税源浸食と利益移転」(BEPS)のプロジェクトが進められている中で、一般租税回避防止規則の重要性も日増しに高まっており、弁法の発布は時宜を得たものと言える。

立案申請も最終的な特別納税調整案の決定も、全て国税総局の審査を受ける必要があるが、これは国税総局が一般租税回避防止に係る調整の実施に対して慎重な態度をとっていることを示している。国税総局は末端の税務機関がアグレッシブに一般租税回避防止規則を適用することにより、ビジネスにネガティブな影響を与えることを防ごうとしているのかもしれない。

弁法はまた、主管税務機関による案件の審査に9ヶ月の期限を設けている。このことは、調査の効率を上げ、納税者にとっての確定性も高めることになるだろう。しかしながら、納税者は「税務調査通知書」の受領日から60日以内に関連資料を提出しなければならない(最長30日までの期限の延長は申請できる)ため、必要となった場合に速やかに取引スキームのビジネス目的と経済実態の説明を行うことができるように、納税者は関連の取引スキームに係る同期資料を準備しておく必要がある。

本 Tax Analysis の内容は、デロイトのインターナショナルタックスサービスに関わるものです。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : keving@deloitte.com.cn

香港特別行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

展佩佩

パートナー

TEL : +86 755 8246 3255

FAX : +86 755 8246 3186

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

重慶

湯衛東

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

濟南

蔣曉華

ディレクター

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : betjiang@deloitte.com.cn

蘇州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn
mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特別行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +853 2871 2998

FAX : +853 2871 3033

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

展佩佩

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilulu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

展佩佩

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center: “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国の NTC は、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTC では、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

リーダーパートナー

許徳仁

パートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張博

パートナー

TEL : +86 10 8520 7511

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : juliezhang@deloitte.com.cn

華南区 (香港)

殷国焯

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

華南区 (大陸/マカオ)

張文杰

ディレクター

TEL : +86 20 2831 1369

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : gercheung@deloitte.com.cn

華東区

朱正萃

ディレクター

TEL : +86 21 6141 1262

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : kzhu@deloitte.com.cn

本 Tax Analysis の電子版或いは宛先の情報変更をご希望の場合、陸穎儀 Wandy Luk (wanluk@deloitte.com.hk) 又は FAX: +852 2541 1911 までご連絡ください。

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター
TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー
TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太
マネジャー
TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維
マネジャー
TEL : +86 21 2316 6687
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1702
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫
マネジャー
TEL : +86 20 2831 1050
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太郎
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte (“デロイト”)は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその1社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/aboutをご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界150カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの182,000名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて21都市に13,500名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu, Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初1917年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約3分の1に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。